

太田市 専用水道の手引き

【 問い合わせ先 】

太田市役所 環境政策課

電話 : 0276-47-1893

FAX : 0276-47-1881

目 次

1.	専用水道とは	1 ページ
2.	専用水道の確認について	6 ページ
3.	専用水道の維持・管理義務	8 ページ
4.	設置・手続き等の流れ	15 ページ
5.	太田市水道法施行細則	16 ページ
6.	各種届出様式記入例	18 ページ

1. 専用水道とは

水道法第3条第6項、水道法施行令第1条から、下記に該当するものを「専用水道」といいます。

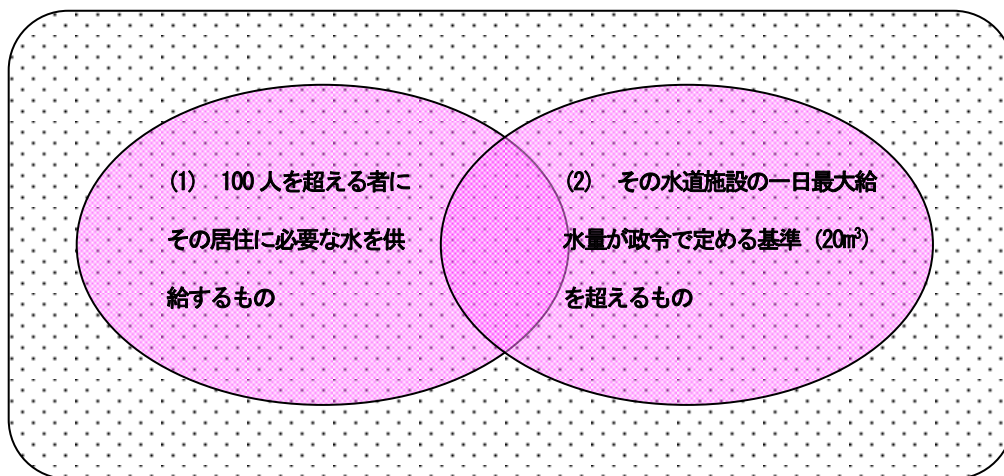
寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の(1)、(2)のいずれかに該当するもの。

- (1) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- (2) その水道施設の日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量であって、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量）が20m³を超えるもの

ただし、次のa～cの3条件を全て満たすものは専用水道に該当しない

- a. 他の水道から供給を受ける水のみを水源とするもの
- b. 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下である
- c. 水槽の有効容量の合計が100m³以下である

※ b、cの算定に当たり、地表からの浸水等による汚染のおそれのない程度に支柱等によって高く設けられた導管や水槽は含まない



- 専用水道** : (1)または(2)に該当する場合
- 専用水道に該当しない** : (1)でなく、かつ、(2)でもない場合

(1) 「100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの」とは・・・

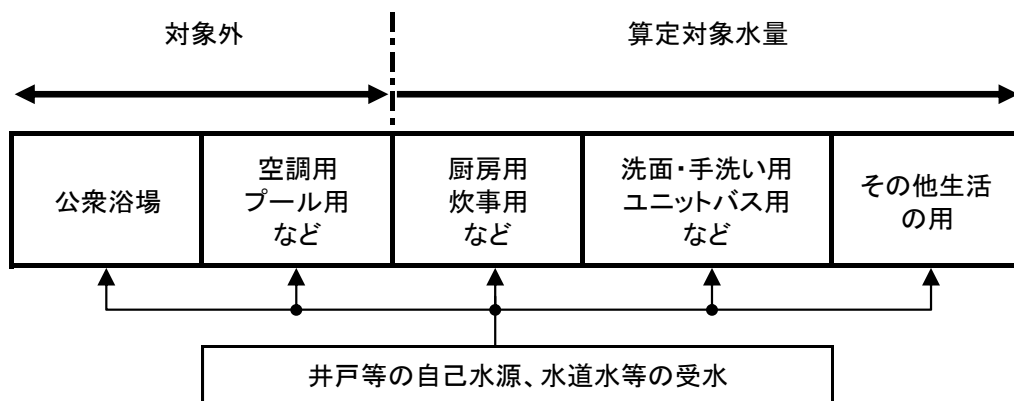
「100 人を超えるもの」とは、常時 100 人を超える居住者に給水することが必要であるとの意味であり、「居住に必要な水」とは、飲料、炊事、洗濯その他継続的な日常生活を営むために必要な水をいいます。

ここで「居住」とは、「滞在」とは異なり継続的であることを要します。例えば、療養所の入所者は「居住者」と考えますが、普通の病院の入院患者は「居住者」ではないとされます。旅館の宿泊客は「滞在者」であって「居住者」ではありません。(旅館の従業者で旅館に住込みのものは居住者)

また、ここでいう居住者とは実居住人口のことをいい、計画給水人口ではありません。専用水道の場合は、実際に居住を開始していないことが普通であり、この場合には、定員、戸数等から客観的に算出した因数をもって判断することとなります。

(2) 「その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量）が政令で定める基準（20m³）を超えるもの」とは・・・

政令で定める基準の施設とは、その水道施設の一日の最大給水量が、人の飲用・炊事用・浴用・その他人の生活の用に供するために使用する水量として 20m³を超えるものをいいます。そのため、事業用・営業用等に使用される水(工業用水、公衆浴場、プールの水など)は水量の算定から除外されます。また水洗トイレ用の水は、給水管の系統を専用水道の対象部分と完全に分離した場合のみ水量の算定から除外することができます。



< 専用水道に該当する施設の例 >

寄宿舎、社宅、学校、幼稚園・保育所、病院・福祉施設、飲食店・スーパーマーケット、旅館・ホテル、ゴルフ場、レジャー施設、工場・事業場、地区水道など

☆ 専用水道判断

施設規模の整理

・ 水道施設の整理 1 (共通)

計画給水人口 P_0		人
	うち 居住人口 P	人
1日最大給水量 Q_0		m^3
	うち 公衆浴場用 Q_1	m^3
	プール用 Q_2	m^3
	その他製品製造用 Q_3	m^3

※ その他製品製造用とは、食品などの製品を工場で製造するために使用するものであり、旅館や食堂などで、給仕するために厨房で使用するものは含みません。

$$\text{居住人口 } P = \underline{\hspace{10em}} \text{ 人}$$

$$\text{生活用1日最大給水量 } Q = Q_0 - Q_1 - Q_2 - Q_3 = \underline{\hspace{10em}} \text{ m}^3$$

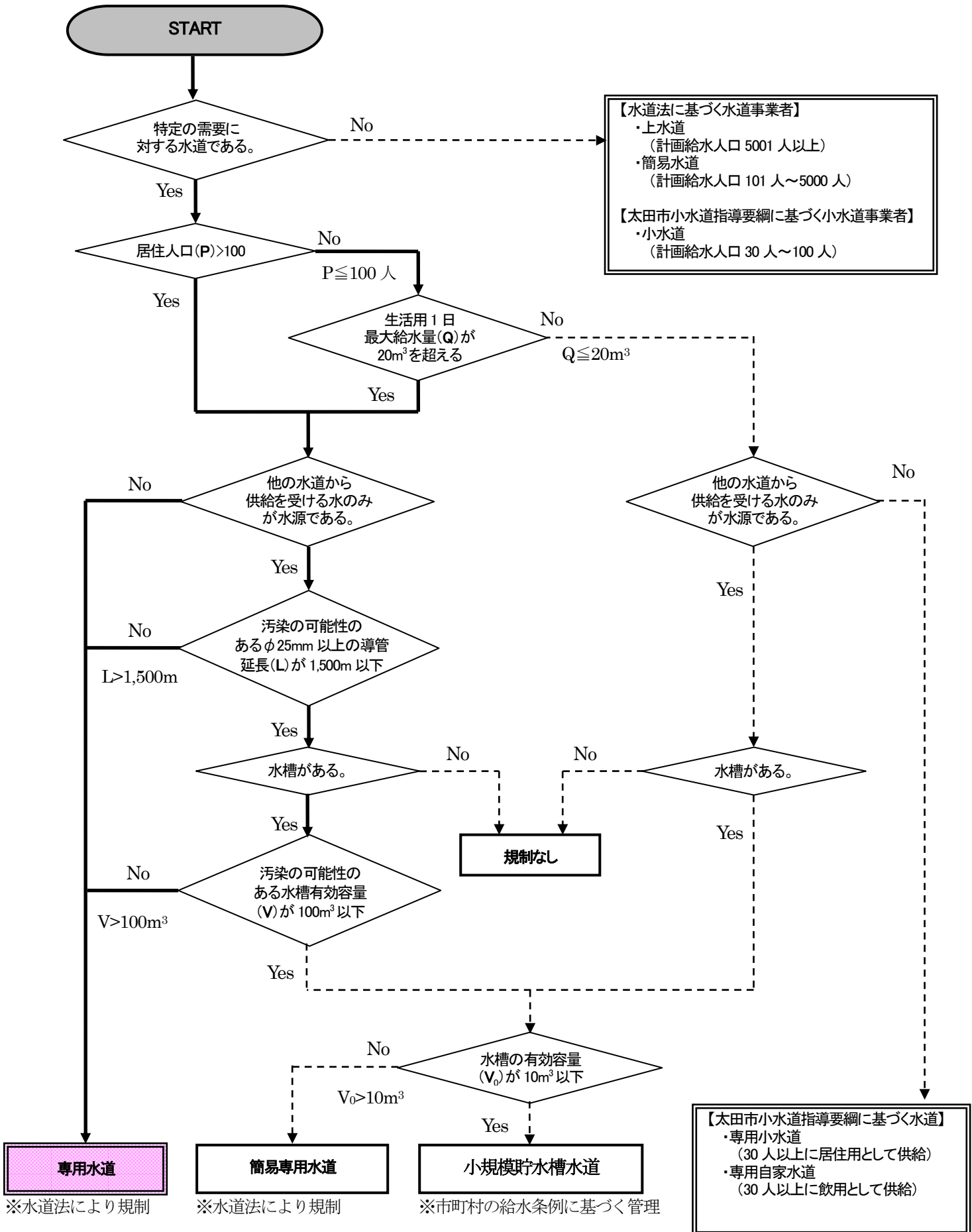
・ 水道施設の整理 2 (他の水道から供給を受ける水のみを水源)

ϕ 25mm以上の導管延長 L_0		m
	地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているもの L_1	m
水槽の有効容量 V_0		m^3
	地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているもの V_1	m^3

$$\text{汚染の可能性のある導管延長 } L = L_0 - L_1 = \underline{\hspace{10em}} \text{ m}$$

$$\text{汚染の可能性のある水槽有効容量 } V = V_0 - V_1 = \underline{\hspace{10em}} \text{ m}^3$$

☆ 専用水道判断



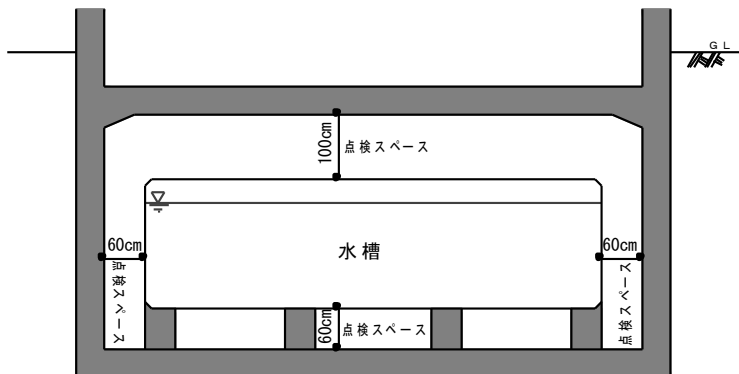
☆ 地表からの浸水等による汚染のおそれのない設置施設とは

1. 建築物に設けられた給水管で、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 及び「給排水の配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（建設省告示第 1597 号）」（以下、「政令等」という。）に基づき設置された給水管
2. 政令等に基づき設置された給水タンク及び貯水タンク（以下、「水槽」という。）で、保守点検を容易にかつ安全におこなうために、水槽の周囲及び下面において 60cm 以上、上部において 100cm 以上の点検スペースがある水槽

【点検スペース概要図】

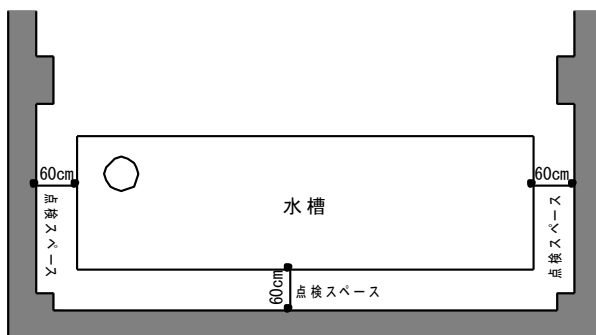
建物内部の場合

断面図



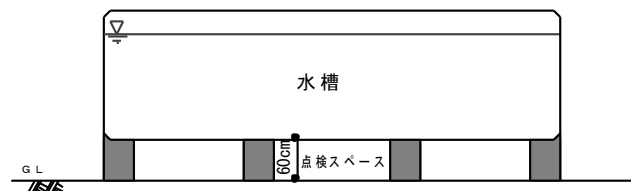
※階層は関係ありません。

平面図



建物外部の場合

断面図



※点検スペースについては、給排水設備技術基準・同解説によるものです。

2. 専用水道の確認

専用水道は、その布設工事着手前に、設計について市長の確認を受けなければならないと定められており(水道法第32条)、確認を受けないで布設工事に着手した場合は罰則が適用されます(同法第54条第7項)。

◆ 導入決定の前に十分な検討を

専用水道には、施設管理における人員配置や水質検査等について、上水道や簡易水道などの水道事業と同等の維持管理が義務付けられており、相応の人員配置・経費支出が必要です。特に、水道事業の給水区域内にあって現に給水を受けているなど受水が可能であるにもかかわらず、水道に係る経費削減を主目的に導入を計画する場合にあっては、水道が多くの人の生活の用に供され高い安全性を求められることから、法律に定める維持管理義務を十分に理解したうえで導入を検討すべきであり、導入後になって資金的・人的に手当てが困難であることを理由にその管理をおろそかにしてしまうことがあってはなりません。このため、水道事業(多くの場合公営)の給水区域外であるか、または給水区域内ではあるが給水開始が何年も先であり、配水管の布設を待ってられないような場合に初めて、自己水源による水道を検討することが適切であると考えられます。

◆ 水源の確保

需要量に見合う水量・浄水可能な水質を有する水源について確保することが必要です。そのため、確実な水源の水量を調査する必要があり、河川水、湖沼水、ダム水、伏流水等の流水占用の許可(河川法第23条)に係るものについては、当該許可水量または許可見込水量を、それ以外の場合については、流量測定、揚水試験等を実施することとなります。

原水に係る水質については、水質基準項目(全項目のうち消毒副生成物を除く)等に基づく検査を行い、水質を十分把握したうえで浄水施設の設計を行うことが必要です。

なお、専用水道の確認を受けたものであっても、下記1、2に該当する水道施設の増設又は改造の工事を行う場合は、水道法第32条に基づき設置者は改めて工事に着手する前に市長の確認をうけなければなりません。

1. 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
2. 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

☆ 専用水道確認申請書の必要書類一覧

添付書類		
法定要件等の事項	根拠	留意事項
確認申請書	法第33条第1項	* 太田市水道法施行細則 【様式第1号】
工事設計書	法第33条第4項	
一日最大給水量	同条同項第1号	* 水道施設の計画規模等を定めるものであり、算定方法が合理的に設定されているか。 * 設計上の算定水量
一日平均給水量		* 負荷率は適正か。 負荷率 = $\frac{1日平均給水量}{1日最大給水量}$
水源の種類別	同条同項第2号	* 水源ごとに、河川水(自流水)、湖沼水(自流水)、ダム水(放流水を含む)、地下水(浅井戸、深井戸、伏流水)、湧水、浄水受水などの別が記載されているか。
取水地点		* 水源ごとに記載されているか。 * 正確に地番まで記載されているか。 * 地下水、伏流水の場合、採水位置(採水層の深さ)が記載されているか。
水源の水量の概算	同条同項第3号	* 取水の確実な水源の水量を説明しているか。(1年以内) * 表流水等の流水占用の許可(河川法23条)に係るものにあつては、当該許可水量又は許可見込水量を、それ以外の場合は、流量測定、揚水試験等の結果から得られた取水可能な最大量と計画水量との関係が示されているか。
水質試験の結果		* 水源ごとに全項目検査等(消毒副生成物を除く。)を実施し、1年以内の検査のものか。 * 水質が最も低下する時期の検査結果があるか。 * 水質検査は、厚生労働省に登録したものが実施しているか。(平成16年3月30日までは大臣の「指定」による)
水道施設の概要	同条同項第4号	* 水道施設全体について概括的に記述されているか。
水道施設の位置(標高及び水位を含む)、規模及び構造	同条同項第5号	* 「水道施設の概要」に記載のものと矛盾はないか。 * 設置場所、標高、水位(変動する場合にあつては高水位および低水位)、規模(容量、寸法等)及び構造(形状、材質、形式等)が記載されているか。
浄水方法	同条同項第6号	* 浄水処理方法が明示され、浄水処理工程ごとに主要な諸元(薬品注入量、滞留時間等)が記載されているか。 * 原水の水質検査結果に充分対応できる処理方法であるか。(基準値以内であっても、基準値に近接した検査結果の場合は基準値超過を前提とした設計が望ましい。)
工事の着手及び完了の予定年月日	同条同項第7号	
厚生労働省で定める書類及び図面	水道法施行規則第53条	
水の供給を受ける者の数を記載した書類	同条第1号	
水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面	同条第2号	
水道施設の位置を明らかにする地図	同条第3号	* 取水、貯水、導水、浄水、送水施設、配水池、ポンプ等の主要施設の配置が明示されているか。
水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図	同条第4号	* 家畜や人の糞尿の処理施設等があれば記載されているか。
主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	同条第5号	* 取水場、浄水場、配水場等の一般平面図 * 主要な水道施設の水位高低図 * 主要構造物の一般図 * 主要構造物詳細図
導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	同条第6号	

3. 専用水道設置者の維持・管理義務

専用水道設置者は、その維持・管理にあたり下記の義務があります。義務を怠った場合は罰則が適用されます。

- ① **給水開始前の届出及び検査**(水道法第34条1項において準用する第13条1項)
- ② **水道技術管理者の設置**(水道法第34条1項において準用する第19条)
- ③ **水質検査**(水道法第34条1項において準用する第20条)
- ④ **水道施設従事者の健康診断**(水道法第34条1項において準用する第21条)
- ⑤ **水道施設の衛生上の措置**(水道法第34条1項において準用する第22条)
- ⑥ **給水の緊急停止**(水道法第34条1項において準用する第23条)
- ⑦ **業務を委託(失効)する場合は、その届出の提出**

(水道法第34条1項において準用する第24条の3第2項)

① 給水開始前の届出及び検査

専用水道の設置者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設、増設、改造して給水を開始する場合は、あらかじめ水質検査及び施設検査を実施し、市長へ届ける必要があります。

(太田市水道法施行細則【様式第5号】)

※ 水道法第5条の施設基準に該当する工事の場合は確認が必要となる場合があります。その場合は、あらかじめ市役所へご相談ください。

② 水道技術管理者の設置

専用水道の設置者は水道の技術上の管理業務を担当させるため、一定の資格を有する水道技術管理者を1人おかなければいけません。水道技術管理者は次のi～viiiの事項に関する事務に従事し、また、これらの事務に従事する他の職員を監督しなければいけません。

水道技術管理者の事務

- i. 水道施設が施設基準(水道法第5条)に適合しているかどうかの検査
- ii. 給水開始前の水質検査及び施設検査(水道法第13条)
- iii. 給水装置の構造及び材質が基準(水道法第16条)に適合しているかどうかの検査
- iv. 定期及び臨時の水質検査(水道法第20条)

- v. 水道施設の従業員の定期及び臨時の健康診断(水道法第 21 条)
- vi. 塩素消毒などの衛生上の措置(水道法第 21 条)
- vii. 給水の緊急停止(水道法第 23 条)
- viii. 給水停止命令による給水停止(水道法第 37 条)

水道技術管理者の資格

- (1) 水道法における布設工事監督者の資格を有する者
- (2) 基礎教育と水道の技術上の実務経験年数から判断される資格を有する者

最終学歴／専攻	土木工学		土木工学以外の工学 ・理学・農学・医学・薬学	工学・理学・農学 ・医学・薬学以外
	衛生工学 ・水道工学	左記以外		
新制大学大学院	1年以上 (6か月以上)	2年以上 (1年以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6か月以上)
新制大学	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6か月以上)		
旧制大学	2年以上 (1年以上)			
短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	5年以上 (2年6か月以上)		6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6か月以上)
高等学校 旧制中学校	7年以上 (3年6か月以上)		8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6か月以上)

※ 簡易水道または1日当たりの最大給水量が 1000m³ 以下である専用水道の水道技術管理者の実務経験年数は、それ以外の水道事業者等の 1/2 になるため、() の年数になる。

- (3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

※ 簡易水道または1日当たりの最大給水量が 1000m³ 以下である専用水道の水道技術管理者の実務経験年数は 1/2 になるため、「5 年以上」になる

- (4) 厚生労働大臣が認定する講習会を終了した者

※ 毎年、厚生労働大臣の指定機関(日本水道協会)が「水道技術管理者資格取得講習会」を開催しています。

③ 水質検査

専用水道の設置者は、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定する必要があります。なお計画に盛り込む内容は下表のとおりです。

水質検査計画に盛り込む内容	備考
水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの	原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の原因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項
定期的検査を行う事項については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由	検査の回数を減じたり省略を行う場合は、その理由を第三者に科学的に説明する必要があるため、水源の状況や水質、水質検査の結果等のデータ蓄積をしっかりと行う必要があります。また、採水の場所については、最も条件が悪い給水栓を選定すること。
定期的検査を省略する項目については、当該項目及びその理由	理由もなく省略することは避けなければならない。過去の水質検査の実績等を根拠に簡潔に記載すること。
臨時的検査に関する事項	臨時的検査は、水質基準に適合しないおそれがあるなど、緊急時に行う検査の意味合いが強いため、検査項目や検査を委託する場合はその受け入れ態勢（休日夜間等）についての合意事項について記載する必要がある。
水質検査を委託する場合における当該委託の内容	委託先の名称・所在地、委託を行う項目、緊急時の連絡方法等について記載すること。
その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項	水質検査結果の評価に関する事項や水質検査計画の見直しに関する事項とともに、関係者との連携に関する事項等について記載すること。

水質検査には、定期(毎日行う検査、毎月～3年に1回以上の頻度)及び臨時に行う検査があり、自ら検査を行わない場合は厚生労働大臣に登録を行っている検査機関に委託して行わなければなりません。そして、その検査記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間保存しなければなりません。水質基準については別表「水道水質基準項目」をご参照ください。

- ◆ 毎日検査：色、濁り、残留塩素
- ◆ 毎月～3年に1回以上の定期検査：別表「水道水質基準項目」に示す50項目が対象。条件によっては検査を省略できる項目もある。毎年度の水質検査計画に定めなければならない。
- ◆ 臨時の検査：下記のような場合に実施。原則は全項目検査ですが、毎月検査で省略することができると思われる項目のうち、検査を行う必要がないことが明らかに認められる項目は省略できる。
 - ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
 - ・ 水源に異常があったとき
 - ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
 - ・ 浄化過程に異常があったとき。
 - ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
 - ・ その他特に必要があると認められるとき。

水道水質基準項目

(Y : 原水の水質が変化するおそれが少ない場合の過去3年間の水質検査結果)

番号	区分	項目	基準値(X)	給水栓以外での水の採取	検査頻度(注1)			省略の可否(注2)				
					1 Y>X/5	X/5 Y>X/10	Y X/10					
		色、濁り及び消毒の残留効果		不可	1日1回以上							
1	病原生物の代替指標	一般細菌	100個/mL以下	不可	1か月に1回以上			不可				
2		大腸菌	検出されないこと									
3	無機物・重金属	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	一定の場合可(注3)	3か月に1回以上	1年に1回以上	3年に1回以上	可				
4		水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下									
5		セレン及びその化合物	0.01mg/L以下									
6		鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	不可								
7		ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	一定の場合可(注3)								
8		六価クロム化合物	0.05mg/L以下	不可								
9		亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	一定の場合可(注3)								
10		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	不可					3か月に1回以上			可
11			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下					一定の場合可(注3)	3か月に1回以上	1年に1回以上	3年に1回以上
12		フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下									
13		ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下									
14	一般有機物	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一定の場合可(注3)	3か月に1回以上	1年に1回以上	3年に1回以上	可				
15		1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下									
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下									
17		ジクロロメタン	0.02mg/L以下									
18		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下									
19		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下									
20	ベンゼン	0.01mg/L以下										
21	消毒副生成物	塩素酸	0.6mg/L以下	不可	3か月に1回以上			不可				
22		クロロ酢酸	0.02mg/L以下									
23		クロロホルム	0.06mg/L以下									
24		ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下									
25		ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下									
26		臭素酸	0.01mg/L以下									
27		総トリハロメタン	0.1mg/L以下									
28		トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下									
29		ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下									
30		ブロモホルム	0.09mg/L以下									
31		ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下									
32	着色	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	一定の場合可(注3)	3か月に1回以上	1年に1回以上	3年に1回以上	可				
33		アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下									
34		鉄及びその化合物	0.3mg/L以下									
35		銅及びその化合物	1.0mg/L以下									
36	味	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	一定の場合可(注3)								
37	着色	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	不可	1か月に1回以上 (自動連続測定・記録の場合は3か月に1回以上可)			不可				
38	味	塩化物イオン	200mg/L以下									
39		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	一定の場合可(注3)	3か月に1回以上	1年に1回以上	3年に1回以上	可				
40		蒸発残留物	500mg/L以下									
41	発泡	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	不可	1か月に1回以上 2			可(注4)				
42	カビ臭	ジェオスミン	0.00001mg/L以下									
43		2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下									
44	発泡	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	一定の場合可(注3)	3か月に1回以上	1年に1回以上	3年に1回以上	可				
45	臭気	フェノール類	0.005mg/L以下									
46	味	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	不可	1か月に1回以上 (自動連続測定・記録の場合は3か月に1回以上可)			不可				
47	基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下									
48		味	異常でないこと									
49		臭気	異常でないこと									
50		色度	5度以下									
51		濁度	2度以下									

注1： 水源に水または汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）、過去3年間における検査結果が基準値の1/5以下であるときは1年に1回以上、1/10以下であるときは3年に1回以上とすることができる。

注2： 過去の水質検査結果(5年以上)が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水・水源・その周辺等の状況により検査の必要がないことが明らかであると認められる(被圧地下水で周囲に汚染源となる施設がない等)場合で、薬品・資材の使用状況においても検査の必要がないことが明らかであると認められる場合は、検査を省略することができる。

ただし、省略する項目についても水質に変化がないことを確認するため、3年に1回以上検査を実施すること。

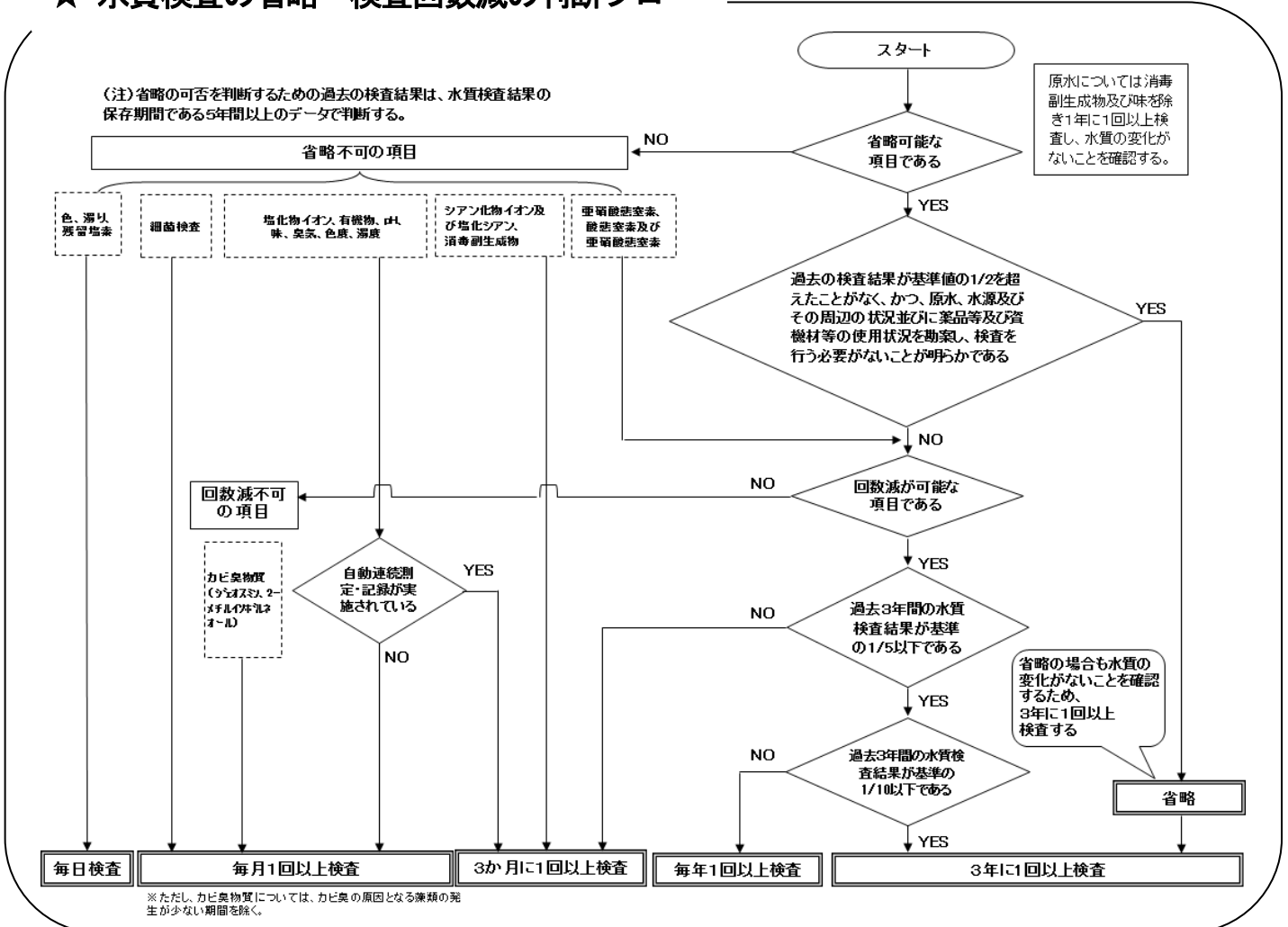
注3： 一定の場合とは、送水施設及び排水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注4： 当該事項についての過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略できる。

※1 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。

※2 カビ臭の原因となる藻類の発生が少なく、検査の必要がない期間を除く。

☆ 水質検査の省略・検査回数減の判断フロー



④ 水道施設従事者の健康診断

専用水道の設置者(水道技術管理者)は、水道の取水場、浄水場又は配水池において維持管理の業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者の定期及び臨時の健康診断を行わなければなりません。そして、その記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間保存しなければなりません。

◆ 定期の健康診断：

健康診断項目 …… 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等

検査の対象 …… 主として便について行う。必要に応じて尿、血液、その他について行う。

検査の回数 …… おおむね6か月ごとに行う。

- ##### ◆ 臨時の健康診断：
- 健康診断項目の保菌者であることが明らかになった場合又は当該施設の地域で当該感染症が発生する等により、健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に実施すること。

⑤ 水道施設の衛生上の措置

専用水道の設置者(水道技術管理者)は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上の措置を講じなければなりません。衛生上の必要な措置は、次の事項になります。

1. 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
2. 1の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
3. 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L(結合残留塩素の場合は、0.4mg/L)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/L(結合残留塩素の場合は、1.5mg/L)以上とする。

⑥ 給水の緊急停止

専用水道の設置者(水道技術管理者)は、供給する水が人の健康を害するおそれがあると知った時は、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じる必要があります。

- ※ 「人の健康を害するおそれ」とは、水質基準に適合しない場合という意味ではなく、その水を使用すれば直ちに人の生命に危険を生じ、又は身体の正常な機能に影響を与えるおそれがある場合をいう。

⑦ 業務を委託(失効)する場合は、その届出の提出

水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したときは、速やかに市長へ届ける必要があります。

(太田市水道法施行細則【様式第5号】) ※ 業務全般を複数の事業者に分割して委託はできません。

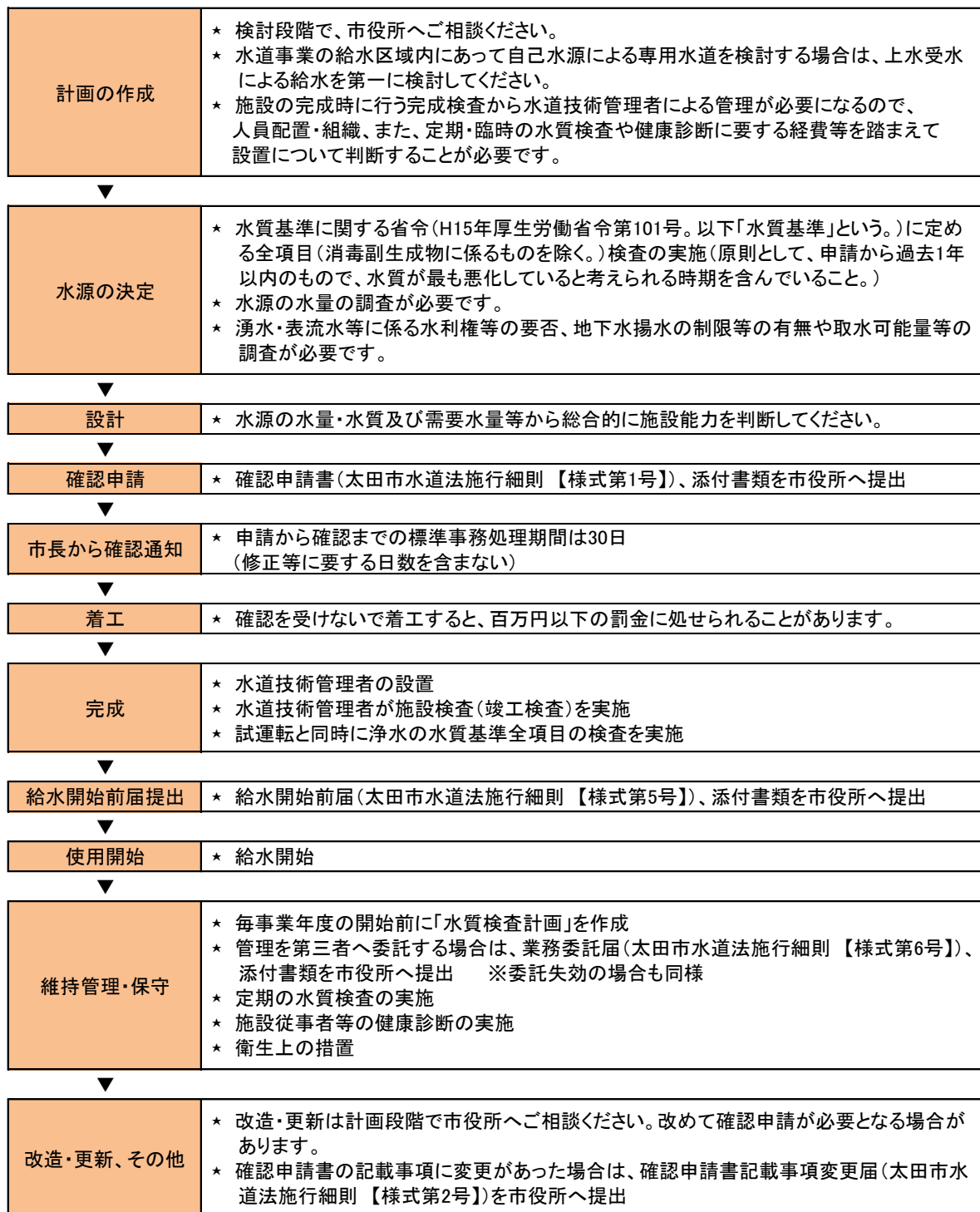
添付資料として、下記の資料も一緒に提出をお願いします。

- ・ 委託契約書の写し

※ 「委託に係る業務の内容に関する事項」、「委託契約書の期間及びその解除に関する事項」、「委託に係る業務の実施体制に関する事項」が記載されているもの

- ・ 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証明する書類

4. 設置・手続き等の流れ



太田市水道法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の施行に関し、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道布設工事設計確認申請等)

第2条 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）とする。

2 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 法第33条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 当該工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した場合 専用水道布設工事設計確認通知書（様式第3号）

(2) 当該工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができない場合 専用水道布設工事設計不適合等通知書（様式第4号）

(専用水道給水開始前の届出)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道給水開始前届（様式第5号）により行うものとする。

(業務の委託の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、水道技術管理業務委託（失効）届（様式第6号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



専用水道布設工事設計確認申請書

年 月 日

(宛先) 太田市長

住所
申請者
氏名 ⑩

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

いずれかに○印

専用水道の布設工事（新設・増設・改造）の設計が施設基準に適合するものであることの確認を受けたいので、水道法第33条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

専用水道の名称	〇〇会社△△工場
水道事務所の所在地	太田市△△町×××-□

添付書類

- 1 工事設計書
 - ①一日最大給水量及び一日平均給水量
 - ②水源の種別及び取水地点
 - ③水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - ④水道施設の概要
 - ⑤水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
 - ⑥浄水方法
 - ⑦工事の着手及び完了の予定年月日
- 2 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 3 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 4 水道施設の位置を明らかにする地図
- 5 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 6 主要な水道施設（7に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 7 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

注 不要な文字は消してください。



専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届

年 月 日

(宛先) 太田市長

住 所

届出者

氏 名

㊞

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

確認申請書の確認を受けた日、号

年 月 日 第 号により確認を受けた専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項について変更が生じたので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

専用水道の名称		〇〇会社△△工場(確認申請書で届け出た名称)
変更事項	変更前	変更事項を記入
	変更後	
変更理由		変更理由を記入
変更年月日		年 月 日

変更が生じた日を記入

第 年 月 日
号

専用水道布設工事設計確認通知書

氏名又は
名称及び代表者氏名 様

太田市長



年 月 日付けで申請のあった次の専用水道布設工事の設計が水道法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知します。

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	

専用水道布設工事設計不適合等通知書

氏名又は
名称及び代表者氏名 様

太田市長



年 月 日付けで申請のあった次の専用水道布設工事の設計について、水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることの確認ができませんでしたので、同法第33条第5項の規定により通知します。

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	
不適合等の理由	

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、太田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、太田市を被告として(訴訟において太田市を代表する者は太田市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



専用水道給水開始前届

年 月 日

(宛先) 太田市長

住 所
届出者
氏 名 ㊟
〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号

確認申請書の確認を受けた日、号

年 月 日 第 号により確認を受けた専用水道の施設を使用して給水を開始しますので、水道法第34条第1項の規定により準用する同法第13条第1項の規定により届け出ます。

工事完了年月日	年 月 日	工事完了の日または予定日
給水開始年月日	年 月 日	給水開始の日を記入



水道技術管理業務委託（失効）届

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
申請者
氏 名 ⑩
〔法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号

確認申請書の確認を受けた日、号

年 月 日 第 号により布設工事設計の確認を受けた専用水道の管理に関する技術上の業務について委託しましたので、水道法第34条第1項の規定により準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

専用水道の名称	〇〇会社△△工場(確認申請書で届け出た名称)
専用水道設置者の氏名又は名称	
水道管理業務受託者の住所及び氏名 (法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)	
受託水道業務技術管理者の氏名	
委託した業務の範囲	契約書に記載されている委託業務等を記入
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
当該契約が効力を失ったときは、その理由	委託期間の終了、委託業者の変更等、契約を解除した理由を記入

添付書類

- 1 水道法施行令第7条第3号に掲げる事項についての条項を含む委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類